

報告事項コ

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について、別紙のとおり報告
します。

平成24年4月17日

鳥取県教育委員会教育長 横 瀨 純 一

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

教育行政を適正かつ円滑に執行するため、教育委員会事務局の組織の改正その他の所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 教育委員会事務局本庁の課内室以外の内部組織を廃止する。
- (2) 附属機関に鳥取県スポーツ審議会を加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会規則第 4 号

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（本庁及び<u>課内室</u>並びに本庁機関の内部組織の設置）</p> <p>第 3 条 <u>本庁として別表第 1 の第 1 項から第 4 項まで、第 6 項、第 7 項、第 9 項、第 10 項及び第 12 項の左欄に掲げる課を置き、本庁の各課にそれぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる課内室を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>（本庁及び本庁機関の分掌事務）</p> <p>第 4 条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 (1)～(11) 略 (12) <u>本庁の各課及び本庁機関（以下「課等」という。）の</u>予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。 (13)～(22) 略 教育環境課～スポーツ健康教育課 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>（<u>課内室</u>の分掌事務）</p> <p>第 5 条 本庁の<u>課内室</u>の分掌事務は、本庁の各課の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（職制）</p> <p>第 7 条 <u>課等、本庁の課内室及び本庁機関の内部組織</u>に、それぞれその長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第 8 条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり</p>	<p>（本庁及び<u>その内部組織</u>並びに本庁機関の内部組織の設置）</p> <p>第 3 条 <u>本庁は別表第 1 の第 1 項から第 4 項まで、第 6 項、第 7 項、第 9 項、第 10 項及び第 12 項の左欄に掲げる課とし、その事務を分掌させるため、それぞれ同表のこれらの項の右欄に掲げる係、室その他の内部組織を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>（本庁及び本庁機関の分掌事務）</p> <p>第 4 条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 (1)～(11) 略 (12) <u>各課等の</u>予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。 (13)～(22) 略 教育環境課～スポーツ健康教育課 略</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>（<u>係等</u>の分掌事務）</p> <p>第 5 条 本庁の<u>内部組織</u>の分掌事務は、本庁の各課の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（職制）</p> <p>第 7 条 <u>本庁の各課及び本庁機関（以下「課等」という。）並びに本庁及び本庁機関の内部組織（以下「係等」という。）</u>に、それぞれその長を置く。</p> <p>2 略</p> <p>第 8 条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおり</p>

とする。

(1)~(4) 略

(5) 課長補佐及び主幹 課等の長又は室長を助けて、課等の事務に従事し、課等の長又は室長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(6)~(11) 略

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び担当を置く。

略

別表第1(第3条関係)

1 教育総務課	
2 教育環境課	
3 小中学校課	
4 特別支援教育課	高等特別支援学校準備室
略	
6 高等学校課	高校教育企画室
7 家庭・地域教育課	
略	
9 人権教育課	育英奨学室
10 文化財課	歴史遺産室
略	
12 スポーツ健康教育課	健康教育室

別表第2(第18条関係)

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)第3条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う学校教	教育総務課

とする。

(1)~(4) 略

(5) 課長補佐及び主幹 課長を助けて、課等の事務に従事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(6)~(11) 略

(教育局の設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

略

別表第1(第3条関係)

1 教育総務課	総務担当、給与担当、人事担当、企画調整担当、福利担当、教育行政監察担当
2 教育環境課	管理・施設助成担当、高等学校整備・情報化担当、建築技術担当
3 小中学校課	就学助成担当、管理係、指導係
4 特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係 高等特別支援学校準備室
略	
6 高等学校課	学事担当、管理係、指導係 高校教育企画室
7 家庭・地域教育課	管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係
略	
9 人権教育課	社会教育担当、学校教育担当 育英奨学室
10 文化財課	管理担当、文化財係 歴史遺産室
略	
12 スポーツ健康教育課	総務担当、体育・スポーツ担当 健康教育室

別表第2(第18条関係)

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)第3条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う学校教	教育総務課

	育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務			育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項についての調査審議並びにこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	
略			略		
鳥取県立博物館協議会	博物館法第20条の規定に基づく博物館長の諮問に応じて行う館長に対する意見具申に関する事務	博物館	鳥取県立博物館協議会	博物館法第20条に基づく博物館長の諮問に応じて行う館長に対する意見具申に関する事務	博物館
鳥取県スポーツ審議会	鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）第2条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じて行う鳥取県スポーツ振興計画その他のスポーツの推進に関する重要事項についての調査審議及びこれらの事項についての教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	スポーツ健康教育課			

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会事務局等組織規則

昭和39年4月11日
鳥取県教育委員会規則第5号

〔鳥取県教育委員会事務局組織規則〕をここに公布する。

鳥取県教育委員会事務局等組織規則

(平17教委規則8・改称)

鳥取県教育委員会事務局組織規則(昭和31年4月鳥取県教育委員会規則第3号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 本庁組織(第3条-第12条)
- 第3章 地方機関の組織(第13条-第17条)
- 第4章 附属機関(第18条)
- 第5章 本庁機関以外の教育機関(第19条)
- 第6章 職員(第20条)
- 第7章 雑則(第21条)

附則

第1条 この規則は、教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関(教育長及び学校を除く。以下同じ。)の設置、内部組織、所掌事務その他の組織上必要な事項を規定するものとする。

(平17教委規則8・平19教委規則1・平22教委規則3・一部改正)

(機関の分類)

- 第2条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関は、教育委員会事務局、附属機関及び教育機関とする。
- 2 教育委員会事務局は、本庁と地方機関とに区分する。
- 3 本庁とは、教育委員会事務局の内部組織のうち教育長の直下位に設けられる課をいう。
- 4 地方機関とは、教育委員会事務局の内部組織のうち本庁以外のものをいう。
- 5 附属機関とは、地方自治法(昭和22年法律第77号)第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関をいう。
- 6 教育機関は、本庁機関と本庁機関以外の教育機関とに区分し、本庁機関は、次の各号に掲げる教育機関とする。

- (1) 鳥取県教育センター(設置条例(昭和48年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された鳥取県教育センター)という。
- (2) 鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年鳥取県条例第7号)第2条の規定により設置された鳥取県立図書館(以下「図書館」という。)
- (3) 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年鳥取県条例第29号)第2条の規定により設置された鳥取県立博物館(以下「博物館」という。)

7 本庁及び本庁機関は、本庁組織とする。

(平22教委規則3・追加、平23教委規則2・一部改正)

第2章 本庁組織

第3条 本庁及びその内部組織並びに本庁機関の内部組織の設置、第9項、第10項及び第12項の左欄に掲げる課とし、その事務を分掌させるため、それぞれ別章のこの項の右欄に掲げる係、並その他の内部組織を置く。

2 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則(昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号。以下「教育センター規則」という。)、第3条第1項、鳥取県立図書館管理規則(平成2年鳥取県教育委員会規則第2号。以下「図書館規則」という。)、第2条第1項又は鳥取県立博物館の管理運営に関する規則(昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号。以下「博物館規則」という。)、第2条第1項の規定により別表第1の第5項、並第2項及び第11項の左欄に掲げる本庁機関に設置された内部組織は、それぞれ別章のこれらの項の右欄に掲げるとおりである。

(昭和43教委規則3・昭和43教委規則5・昭和43教委規則6・昭和44教委規則5・昭和45教委規則3・昭和45教委規則5・昭和45教委規則6・昭和45教委規則7・昭和45教委規則8・昭和45教委規則9・昭和45教委規則10・昭和45教委規則11・昭和45教委規則12・昭和45教委規則13・昭和45教委規則14・昭和45教委規則15・昭和45教委規則16・昭和45教委規則17・昭和45教委規則18・昭和45教委規則19・昭和45教委規則20・昭和45教委規則21・昭和45教委規則22・昭和45教委規則23・昭和45教委規則24・昭和45教委規則25・昭和45教委規則26・昭和45教委規則27・昭和45教委規則28・昭和45教委規則29・昭和45教委規則30・昭和45教委規則31・昭和45教委規則32・昭和45教委規則33・昭和45教委規則34・昭和45教委規則35・昭和45教委規則36・昭和45教委規則37・昭和45教委規則38・昭和45教委規則39・昭和45教委規則40・昭和45教委規則41・昭和45教委規則42・昭和45教委規則43・昭和45教委規則44・昭和45教委規則45・昭和45教委規則46・昭和45教委規則47・昭和45教委規則48・昭和45教委規則49・昭和45教委規則50・昭和45教委規則51・昭和45教委規則52・昭和45教委規則53・昭和45教委規則54・昭和45教委規則55・昭和45教委規則56・昭和45教委規則57・昭和45教委規則58・昭和45教委規則59・昭和45教委規則60・昭和45教委規則61・昭和45教委規則62・昭和45教委規則63・昭和45教委規則64・昭和45教委規則65・昭和45教委規則66・昭和45教委規則67・昭和45教委規則68・昭和45教委規則69・昭和45教委規則70・昭和45教委規則71・昭和45教委規則72・昭和45教委規則73・昭和45教委規則74・昭和45教委規則75・昭和45教委規則76・昭和45教委規則77・昭和45教委規則78・昭和45教委規則79・昭和45教委規則80・昭和45教委規則81・昭和45教委規則82・昭和45教委規則83・昭和45教委規則84・昭和45教委規則85・昭和45教委規則86・昭和45教委規則87・昭和45教委規則88・昭和45教委規則89・昭和45教委規則90・昭和45教委規則91・昭和45教委規則92・昭和45教委規則93・昭和45教委規則94・昭和45教委規則95・昭和45教委規則96・昭和45教委規則97・昭和45教委規則98・昭和45教委規則99・昭和45教委規則100)

- 62教委規則5・昭和63教委規則6・平元教委規則4・平2教委規則3・平3教委規則3・平4教委規則1・平5教委規則2・平6教委規則2・平7教委規則2・平8教委規則1・平9教委規則2・平10教委規則1・平11教委規則1・平12教委規則1・平13教委規則3・平14教委規則9・平15教委規則3・平16教委規則2・平17教委規則8・平18教委規則4・平19教委規則1・平20教委規則1・平21教委規則1・一部改正、平22教委規則3・平23教委規則2・一部改正、平23教委規則2・一部改正)

(本庁及び本庁機関の分掌事務)

第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育委員会規則の制定及び改訂に関すること。
- (3) 事務局及び学校以外の教育機関(以下「事務局等」という。)の組織、職員の定数及び任免その他の人事に関すること。
- (4) 事務局等の職員に属する職員団体に属すること。
- (5) 表彰に関すること。
- (6) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校(幼稚園を除く。第17号、第19号及び第20号、小中学校課の項第2号から第5号まで並びに第15条第4号及び第5号において同じ。)の教職員の給与(退職手当及び国庫負担金に属することを除く。)に関すること。

(7) 教育行政の総合企画及び広報並びに教育行政に関する相談に関すること。

- (8) 市町村教育委員会(市町村の組合に置かれる教育委員会を含む。以下同じ。)の組織及び運営に関する指導、助言及び情報提供に関すること。
- (9) 地方分権の推進に関すること。
- (10) 教育分野における民間交流の奨励に関すること。
- (11) 教育の調査及び統計に関すること。
- (12) 各課等の予算概算、連絡調整及び庶務に関すること。
- (13) 公印の管理に関すること。
- (14) 公文書の保管に関すること。
- (15) 教育局に関すること。
- (16) 公益法人に係る事務の総括に関すること。
- (17) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の厚生福利に関すること。
- (18) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の退職手当に関すること。
- (19) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の公務災害に関すること。
- (20) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の公務災害に関すること。
- (21) 公立学校共済組合の業務に関すること。
- (22) その他他課等の所管に属しないこと。

小中学校課

- (1) 教育財産の管理に関すること。
- (2) 私立学校の校舎、校舎その他施設設備の修繕に関すること。
- (3) 市町村立学校の施設設備に係る補助事業に関すること。

- (1) 市町村立学校の設置、廃止及び管理の指導に関すること。
- (2) 市町村立学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。
- (3) 私立学校の教職員及び市町村立学校の教職員の給与に係る国庫負担金に関すること。
- (4) 市町村立学校の教職員の組織する職員団体に属すること。
- (5) 市町村立学校の学級編制に関すること。
- (6) 市町村立学校(特別支援学校を除く。)の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (7) 市町村立学校(幼稚園及び特別支援学校を除く。)の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。
- (8) 市町村教育委員会との連絡調整に関すること(他課等の所掌に属するものを除く。)
- (9) 教育職員の免許状に関すること。

特別支援教育課

(1) 県立特別支援学校の設置、廃止及び管理の指導に関すること。

(2) 県立特別支援学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

参考資料

- (3) 県立特別支援学校の教職員の組織する職員団体にすること。
- (4) 公立の特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (5) 公立の特別支援学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。
- (6) 公立の特別支援学校及び特別支援学校の生徒、児童及び幼児の就学奨励に関すること。
- (7) 特別支援教育に関する地域の中心的作用を果たす県立特別支援学校の体制の整備に関すること。

高等学校課

- (1) 県立高等学校の設置、廃止及び管理に関すること。
- (2) 県立高等学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。
- (3) 県立高等学校の教職員の組織する職員団体にすること。
- (4) 県立高等学校の通学区域の認定及び変更に関すること。
- (5) 県立高等学校の入学選抜に関すること。
- (6) 県立高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (7) 県立高等学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。
- (8) 県立高等学校の授業料に関すること。
- (9) 高等学校卒業課程認定試験に関すること。
- (10) 県立高等学校の在り方に関すること。
- (11) 生徒及び児童の学力向上に関すること。

家庭・地域教育課

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) 社会教育の充実に関すること。
- (3) 情報教育(社会教育)に関するものに限る。)に関すること。
- (4) 県立上山少年自然の家及び県立大山青年の家に関すること。
- (5) 社会教育施設に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- (6) 社会教育主事の資格認定に関すること。
- (7) 社会教育関係団体にすること。

人権教育課

- (1) 人権教育の企画に関すること。
- (2) 進学奨学事業に関すること。
- (3) 人権教育の指導に関すること。
- (4) 音楽奨学事業に関すること。

文化財課

- (1) 文化財の保護に関すること。
- (2) 妻木晩田遺跡及び青谷上寺地遺跡の保存及び活用に関すること。
- (3) 鳥取県明礪文化財センターに関すること。
- (4) 鳥取県立むきばきばんだ史跡公園に関すること。
- (5) 文化施設に関すること。
- (6) コネエ活動に関すること。
- (7) スポーツ健康教育課

2 教育センター課

- (1) 学校体育に関すること。
- (2) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (3) 競技スポーツの向上に関すること。
- (4) 県営社会体育施設に関すること。
- (5) 学校保健に関すること。
- (6) 学校安全に関すること。
- (7) 学校給食及び食育に関すること。
- (8) 学校医の公務員資格補償に関すること。

2 教育センター課

- (1) 教育関係職員研修に関すること。
- (2) 教育に関する調査に関すること。
- (3) 教育相談に関すること。
- (4) 特別支援教育についての児童等の身体障害及び知的障害の検査に関すること。

- (5) 情報教育の推進に関すること。
 - (6) 学校教育の総合的かつ専門的な支援に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか教育の充実及び振興を図るために必要な事業に関すること。
- 3 図書館及び博物館においては、次の事務をつかさどる。
- 3 図書館
- (1) 図書館資料(図書館法(昭和25年法律第111号)第3条第1号)に規定する図書館資料をいう。以下同し。)の調査、研究、収集、整理及び保存に関すること。
 - (2) 図書館資料の利用に関すること。
 - (3) 図書館資料に係る参考相談に関すること。
 - (4) 他図書館又は図書室との連絡及び協力に関すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか県民の教育及び文化の発展のために必要な事業に関すること。
- 博物館
- (1) 博物館資料(博物館法(昭和25年法律第225号)第2条第3項)に規定する博物館資料をいう。以下同し。)の収集、保管及び表示並びに調査研究に関すること。
 - (2) 博物館資料の利用に関すること。
 - (3) 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究に関すること。
 - (4) 他博物館、図書館、学校等との連絡及び協力に関すること。
 - (5) 池の博物館、図書館、学校等との連絡及び協力をすること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか県民の教育、学術及び文化の発展のために必要な事業に関すること。

- (4)45規規則5・昭46教委規則6・昭47教委規則3・昭48教委規則5・昭50教委規則3・昭52教委規則6・昭53教委規則2・昭55教委規則3・昭63教委規則4・平元教委規則3・平3教委規則1・平5教委規則2・平6教委規則2・平7教委規則2・平8教委規則1・平10教委規則1・平11教委規則1・平12教委規則7・平13教委規則3・平14教委規則16・平14教委規則9・平15教委規則10・平15教委規則13・平16教委規則2・平17教委規則8・平18教委規則9・平19教委規則1・平20教委規則4・平21教委規則1・一部改正、平22教委規則3・旧第3条第2項下、一部改正、平23教委規則2・一部改正)

(係等の分掌事務)

- 第5条 本庁の内閣組織の分掌事務は、本庁の各課の長がこれを定め、その都度教育長に報告しななければならない。
- 2 本庁各課の内閣組織の分掌事務は、教育センター一課、図書館課及び博物館課の定めるところによる。

- (平6教委規則2・全次、平9教委規則2・平17教委規則8・平19教委規則1・平21教委規則1・一部改正、平22教委規則3・旧第4条第2項下、一部改正)

(課長会議)

- 第5条 重要施策の審議、本庁組織における連絡調整を図るため、課長会議を置く。
 - 2 課長会議は、本庁組織の長をもって構成し、教育長がこれを主宰する。
- (昭48教委規則5・昭50教委規則3・昭53教委規則2・昭55教委規則3・平3教委規則1・平5教委規則2・平6教委規則2・平8教委規則1・平11教委規則1・平16教委規則2・一部改正、平22教委規則3・旧第5条第2項下、一部改正)

(職員)

- 第7条 本庁の各課及び本庁機関(以下「課等」という。)並びに本庁及び本庁機関の内閣組織(以下「系等」という。)に、それぞれその長を置く。
- 2 特に必要があると認めるときは、事務局長、次長又は参事等を、課等に参事、課長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及びスポーツ健康教育課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。

- (昭43教委規則5・昭43教委規則10・昭44教委規則5・昭45教委規則6・昭47教委規則3・昭48教委規則5・昭50教委規則3・昭51教委規則3・昭53教委規則2・昭54教委規則2・昭55教委規則3・昭63教委規則6・平元教委規則4・平3教委規則1・平5教委規則2・平6教委規則2・平8教委規則1・平9教委規則2・平11教委規則1・平12教委規則7・平14教委規則9・平15教委規則3・平16教委規則2・平16教委規則18・平17教委規則8・平18教委規則11・平20教委規則1・一部改正、平22教委規則3・旧第6条第2項下、一部改正、平23教委規則2・一部改正)

- 第8条 血縁に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 課等の長 上司の命を受け、課等の事務を掌理する。
 - (2) 係長 上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。
 - (3) 教育次長及び次長 教育長を助けて、事務局の事務を掌理し、教育長に事故がある場合は、その職務を代行する。
 - (4) 理事監、参事及び室長 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。
 - (5) 課長補佐及び主幹 課長を助けて、課長の事務に就事し、課長に事故がある場合は、その職務を代行する。
 - (6) 副主幹 上司の命を受け、課等の事務を処理する。
 - (7) 業務教育主任 上司の命を受け、小学校及び中学校並びに特別支援学校及び特別支援学級における学校教育に関する専門的事項の指導並びに学校管理及び人事管理に関する専門的事項に参画する。
 - (8) 高校教育主任 上司の命を受け、高等学校における学校教育に関する専門的事項の指導並びに学校管理及び人事管理に関する専門的事項に参画する。
 - (9) 社会教育主任 上司の命を受け、社会教育に関する専門的事項の助言と指導に係る事務に参画する。
 - (10) 指導主任 上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に参画する。
 - (11) 文化財主任 上司の命を受け、文化財に関する専門的事項に係る事務に参画する。
- (旧443教委規則10・昭44教委規則5・昭45教委規則6・昭47教委規則3・昭48教委規則5・昭50教委規則3・昭51教委規則3・昭53教委規則2・昭54教委規則2・昭55教委規則3・昭62教委規則4・平3教委規則10・平5教委規則2・平6教委規則2・平9教委規則2・平10教委規則1・平11教委規則1・平12教委規則7・平14教委規則9・平15教委規則3・平16教委規則2・平16教委規則18・平17教委規則8・平18教委規則11・平19教委規則1) 一部改正、平22教委規則3・旧第7条線下、平23教委規則2・一部改正)
- 第9条 血縁の規定にかかわらず、教育センター、図書館及び博物館に係る職制は、教育センター一則、図書館及び博物館規則の定めるところによる。
- (平17教委規則8・追加、平19教委規則1・平21教委規則1・一部改正、平22教委規則3・旧第7条の2線下)
- (事務処理の例外)
- 第10条 主管が明らかでない事項があるときは、教育長が定める。
- (平22教委規則3・旧第8条線下)
- 第11条 臨時又は特命の事項については、第4条の規定にかかわらず、特に職員を指定し、又は審議会、協議会等を設けて事務を処理させることができる。
- (平22教委規則3・旧第9条線下、一部改正)
- (課等の職員の仕事分担)
- 第12条 課等に属する職員の分担事務は、課等の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。
- (旧448教委規則5・昭50教委規則3・昭53教委規則2・昭55教委規則3・平3教委規則1・平5教委規則2・平6教委規則2・平11教委規則1・平16教委規則2・一部改正、平22教委規則3・旧第10条線下)
- 第3章 地方機関の組織
- (平16教委規則2・改称)
- (教育局の設置)
- 第13条 次の表の左欄に掲げる教育局に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。
- | | |
|-------|------------------|
| 東部教育局 | 学事係、学校教育係、社会教育担当 |
| 中部教育局 | 学事係、学校教育係、社会教育担当 |
| 西部教育局 | 学事係、学校教育係、社会教育担当 |
- (平13教委規則3・平14教委規則9・平15教委規則2・平18教委規則9・一部改正、平22教委規則3・旧第11条線下、平23教委規則2・一部改正)
- (教育局の位置及び管轄区域)
- 第14条 教育局の位置及び管轄区域は、次のとおりとする。
- | | |
|-------|-----------------|
| 位置 | 管轄区域 |
| 東部教育局 | 鳥取市、岩美郡、八頭郡 |
| 中部教育局 | 倉吉市、東伯郡 |
| 西部教育局 | 米子市、東伯郡、西伯郡、日野町 |
- (平13教委規則3・平16教委規則9・平18教委規則9・一部改正、平22教委規則3・旧第12条線下)
- (教育局の分掌事務)
- 第15条 教育局においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 公印の管守に関する事。
 - (2) 職員的身分及び服務に関する事。
 - (3) 市町村教育委員会の組織及び運営に関する指導、助言及び情報提供に関する事。
 - (4) 市町村立学校の教職員の人事に関する事。
 - (5) 市町村立学校の学校経営、教育課程、学習指導及び生徒指導に関する事。
 - (6) 市町村立学校の教科用図書及び教材の取扱いに関する事。
 - (7) 市町村立の小学校及び中学校の児童及び生徒の就学義務の免除及び猶予に関する事。
 - (8) 教育の調査及び統計に関する事。
 - (9) 学校保健及び学校給食に関する事。
 - (10) 学校体育及び社会体育に関する事。
 - (11) 生涯学習及び社会教育に関する事。
 - (12) 公立学校共済組合に関する事。
 - (13) 教育関係団体の連絡及び必要な指導及び助言に関する事。
- (平5教委規則2・平13教委規則3・平18教委規則9・一部改正、平22教委規則3・旧第13条線下)
- (教育局の職制及び職務)
- 第16条 教育局に局長を、同じく係に係長を置く。
- 2 特に必要があるとき、教育局に次長、主幹又は副主幹を置くことができる。
 - 3 局長は、上司の命を受け、局長を指揮監督し、局長を掌理する。
 - 4 係長は、上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。
 - 5 次長は、局長を助けて、局長に就事し、局長に事故がある場合は、その職務を代行する。
 - 6 主幹及び副主幹は、上司の命を受け、局長を代理する。
- (旧443教委規則10・昭45教委規則6・昭48教委規則7・平12教委規則7・平15教委規則9・平18教委規則1・平18教委規則9) 一部改正、平22教委規則3・旧第14条線下)
- (地方機関の職員の仕事分担)
- 第17条 地方機関に属する職員の分担事務は、地方機関の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。
- (平16教委規則2・一部改正、平22教委規則3・旧第15条線下)
- 第4章 附属機関
- (平22教委規則3・追加)
- 第18条 地方自治法第138条の3第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより置かれた附属機関は、別表第2の左欄に掲げるとおりであり、これらの担任する事務又は職務をつかさどる機関は、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げるとおりである。
- (平22教委規則3・追加)
- 第5章 本庁機関以外の教育機関
- (平17教委規則8・追加、平22教委規則3・旧第3条の2線下、改称)
- 第19条 第2条第3項に規定する本庁機関以外の教育機関は、次の表の左欄に掲げる教育機関とし、その内部組織、分掌事務その他の管理運営に関し必要な事項は、それぞれ同表の右欄に掲げる規則により別に定めるものとする。
- | | |
|-----------|---|
| 船上山少年自然の家 | 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会設置条例第51号) |
| 大山青年の家 | 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則(昭和52年鳥取県教育委員会設置条例第33号) |
| 理蔵文化センター | 鳥取県理蔵文化センターの管理運営に関する規則(昭和57年鳥取県 |

教育委員会規則第2号	教育委員会規則第2号
鳥取県立むきばんだ史跡公園 鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則(平成22年鳥取 県教育委員会規則第2号)	鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営に関する規則(平成22年鳥取 県教育委員会規則第2号)

- (平17教委規則8・追加、平18教委規則99・平19教委規則1・一部改正、平22教委規則3・旧第15条の2線下・一部改正)
第6章 職員の数
第63教委規則6・旧第5条線下、平22教委規則3・旧第4条線下)
(職員の定数)
第20条 本庁及び各地方機関に置かれる職員の定数は、別に定める。
20条線下・一部改正、旧第16条線下・一部改正、旧47教委規則3・一部改正、旧52教委規則6・旧第20条線下・一部改正、旧63教委規則6・旧第18条線下、平3教委規則1・平5教委規則2・平6教委規則2・平11教委規則1・平16教委規則2・一部改正、平22教委規則3・旧第16条線下)
第7章 雑則
旧63教委規則6・旧第6条線下、平22教委規則8・旧第5条線下)
第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。
旧46教委規則6・旧第17条線下、旧52教委規則6・旧第21条線下、旧63教委規則6・旧第19条線下、平22教委規則3・旧第17条線下)

- 附 則 この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和43年教委規則第3号)
この規則は、昭和43年4月1日から施行する。
附 則 (昭和43年教委規則第5号)
この規則は、昭和43年7月1日から施行する。
附 則 (昭和43年教委規則第10号)
この規則は、昭和44年1月1日から施行する。
附 則 (昭和44年教委規則第5号)
この規則は、昭和44年4月1日から施行する。
附 則 (昭和45年教委規則第5号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和45年教委規則第6号)
この規則は、昭和45年5月1日から施行する。
附 則 (昭和46年教委規則第6号)
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。
(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)
2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年12月鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

- [次のよう]略
附 則 (昭和47年教委規則第3号)
この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
附 則 (昭和48年教委規則第5号)
(施行期日)
1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。
(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)
2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年12月鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略
附 則 (昭和49年教委規則第11号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和50年教委規則第3号)
(施行期日)
1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

- (教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)
2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年12月鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略

- 附 則 (昭和51年教委規則第3号)
この規則は、昭和51年4月1日から施行する。
附 則 (昭和52年教委規則第6号)
この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
附 則 (昭和53年教委規則第2号)
この規則は、昭和53年4月1日から施行する。
附 則 (昭和54年教委規則第2号)
この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
附 則 (昭和55年教委規則第3号)
(施行期日)
1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)
2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年12月鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略
附 則 (昭和62年教委規則第5号)
この規則は、昭和62年6月1日から施行する。
附 則 (昭和63年教委規則第6号)
(施行期日)
1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)
2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年12月鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
[次のよう]略
附 則 (平成元年教委規則第4号)
この規則は、平成元年4月1日から施行する。
附 則 (平成2年教委規則第3号)
この規則は、平成2年4月1日から施行する。
附 則 (平成3年教委規則第1号)
この規則は、平成3年4月1日から施行する。
附 則 (平成5年教委規則第2号)
この規則は、平成5年4月1日から施行する。
附 則 (平成6年教委規則第2号)
この規則は、平成6年4月1日から施行する。
附 則 (平成7年教委規則第2号)
この規則は、平成7年4月1日から施行する。
附 則 (平成8年教委規則第1号)
この規則は、平成8年4月1日から施行する。
附 則 (平成9年教委規則第2号)
この規則は、平成9年4月1日から施行する。
附 則 (平成10年教委規則第1号)
この規則は、平成10年4月1日から施行する。
附 則 (平成11年教委規則第1号)
この規則は、平成11年4月1日から施行する。
附 則 (平成12年教委規則第7号)
この規則は、平成12年4月1日から施行する。
附 則 (平成13年教委規則第3号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則 (平成13年教委規則第16号)

- (平成13年教委規則第16号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

31日まで、主任及び専門学芸員にあっては平成20年3月31日までの間、なお従前の例による。

附 則 (平成18年教委規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)
- 2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

附 則 (平成19年教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年教委規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年教委規則第3号)抄

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年教委規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平成22年教委規則3・追加、平成23年教委規則2・一部改正)

1 教育総務課	総務担当、給与担当、人事担当、企画調整担当、福利担当、教育行政監察担当
2 教育環境課	管理・施設助成担当、高等学校整備・情報化担当、建築技術担当
3 小中学校課	就学助成担当、管理係、指導係
4 特別支援教育課	総務担当、管理係、指導係
5 教育センター	高等特別支援学校準備室
6 高等学校課	教育センター規則第3条第1項に定める課及び並びに係
7 家庭・地域教育課	学習担当、管理係、指導係
8 図書館	高校教育企画室
9 人権教育課	管理担当、地域社会教育担当、家庭教育担当、生涯学習振興係
10 文化財課	図書館規則第2条第1項に定める課、室、係及び担当
11 博物館	社会教育担当、学校教育担当
12 スポーツ健康教育課	有英教育室
	管理担当、文化財係
	歴史資料室
	博物館規則第2条第1項に定める課、係及び担当
	総務担当、体育・スポーツ担当
	健康教育室

別表第2(第18条関係)

(平成22年教委規則3・追加)

鳥取県教育審議会	鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)第3条の規定による教育委員会又は知事の諮問に応じ、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項についての調査審議並びにこれら事項についての教育委員会
附属機関	担任する事務
	教育総務課

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則 (平成14年教委規則第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年教委規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)
- 2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

附 則 (平成15年教委規則第13号)

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)
- 2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

- 3 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正
- 4 日本国国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

附 則 (平成16年教委規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。
(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)
- 2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

- 3 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正
- 4 日本国国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

附 則 (平成16年教委規則第19号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年教委規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)
- 2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

- 3 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正
- 4 日本国国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

附 則 (平成18年教委規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 職員に給与する系例(平成17年鳥取県条例第109号)附則第5項、第6項、第10項、第11項又は第24項の規定の適用を受ける職員の職については、主査にあっては平成19年3月

鳥取県教科用図書選定審議会	又は知事に対する建議に関する事務 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和33年法律第132号)第1条の規定による教科用図書の採択に関する事務に係る指導、助言又は援助についての教育委員会に対する意見具申に関する事務	小中学校課
鳥取県社会教育委員	社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条の規定による社会教育に関する事項についての教育委員会に対する助言及び意見具申に関する事務	家庭・地域教育課
鳥取県立図書館協議会	図書館法(昭和24年法律第14号)第4条の規定による館長についての館長に対する意見具申に関する事務	図書館
鳥取県文化財保護審議会	文化財保護法(昭和25年法律第21号)第190条の規定による教育委員会の諮問に応じて行う文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議並びにこれらに関する教育委員会对する意見具申に関する事務	文化財課
鳥取県立博物館協議会	博物館法(昭和20年法律第70号)に基づく博物館長の諮問に応じて行う館長に対する意見具申に関する事務	博物館